

社会福祉法人広川町社会福祉協議会
ふれあいいきいきサロン・通いの場助成事業実施要綱

平成24年7月1日制定

平成31年4月1日改正

令和2年7月1日改正

令和7年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域において住民主体で取り組まれる、ふれあいいきいきサロン（以下「サロン活動」という。）及び通いの場に対して、その運営費等の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において、サロン活動とは、高齢者等の引きこもりや孤立の予防、健康・生きがいづくりを目的に、地域の公民館等で毎月定期的（概ね月1回以上）に開催される活動をいう。

2 本要綱において、通いの場とは、高齢者等の筋力低下・転倒予防、社会参加を目的に、介護予防サポーター等と地域住民が協働して、地域の公民館等で定期的（概ね月1回以上）に開催される活動をいう。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、広川町内でサロン活動及び通いの場を実施する以下の団体とする。

(1) 行政区自治会

(2) 実施地域内の自主的な組織

(3) その他、社会福祉法人広川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が認めるもの。

(助成の対象となる活動)

第4条 助成の対象となる活動は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 公民館、集会所等、地域住民が身近に出かけることができる地域の公共施設等において開催するもの。

(2) 1年を通して定期的に開催するもの。ただし、地域の実情によって、弾力的に対応するものとする。

(3) 地域住民が参加しやすいように、地域の回覧板等を活用して広く周知に努め、行政区自治会、民生委員児童委員等関係機関や団体と連携して、円滑な運営に努めているもの。

(4) サークル活動や老人クラブなど、会員のみのために実施するものではないもの。

(助成の種類及び対象となる経費)

第5条 助成の種類は、次に掲げる助成とする。なお、助成の対象となる経費は別表1に掲げる経費とする。

(1) 新規立ち上げ時助成

(2) 運営費助成

(3) 備品購入助成

2 本条第1項第1号及び第3号に掲げる助成金は、1団体につき1回限りとする。なお、本条第1項第1号に掲げる助成金の交付を受けた団体は、当該年度中に本条第1項第3号の助成金の交付を受けることはできない。

3 本条第1項第3号に掲げる助成金は、サロン活動に限り交付する。

(助成の額)

第6条 助成の額は、別表2に掲げる額とする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別表2に掲げる書類を事前に提出するものとする。

(交付の決定)

第8条 本会は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第9条 前条に基づき、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実施報告および助成金額の確定)

第10条 交付の決定を受けた者は、事業完了後10日以内に実施報告書（様式第5号）および収支決算書（様式第6号）、領収書の写しを本会に提出するものとする。

2 本会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき助成金の額を確定する。

(助成金の返還)

第11条 助成金の交付を受けた者は、当該年度にかかる決算額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、返還するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

区 分	助成対象経費
新規立ち上げ時助成	施設整備費 備品購入費 消耗品費 その他新規立ち上げに関する経費で会長が認めるもの
運営費助成	・報償費（介護予防活動に伴う講師謝礼として支出されるものとし、1 回当たり 1 万円程度を基準とする。） ・消耗品費 ・燃料費 ・食糧費 ・光熱水費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・保険料 ・使用料及び賃借料
備品購入助成 （サロン活動に限る。）	備品購入費

別表 2（第 6 条関係）

区 分	助成金の上限額	関係書類
新規立ち上げ時助成	5 万円（運営費助成に加算し交付する。）	
運営費助成	・団体割 1 万 5 千円／年 ・回数割 1 回あたり 3 千円 （年度あたり 2 4 回を限度とする。）	（様式第 1 号）助成金交付申請書 （様式第 2 号）実施計画書 （様式第 3 号）収支予算書 （様式第 4 号）交付決定通知書 （様式第 5 号）実施報告書 （様式第 6 号）収支決算書 領収書の写し
荒天等により中止した場合の運営に対する助成	特に必要と認める場合は、中止した場合であっても回数割に定められた額を助成することができる。	
備品購入助成 （サロン活動に限る。）	・ 5 万円（購入費の 2 分の 1 を助成する。） ・但し、備品購入助成は予算の範囲内で実施し、予算を超える申請があった場合は、抽選において交付決定する。なお、助成を受けることができなかった場合は次年度において優先する。	（様式第 1 号）備品購入助成申請書 （様式第 2 号）交付決定通知書 見積書 請求書・領収書の写し